

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

インド規則改正について

インドで規則改正が行われ、2020年10月20日から施行されました。

1. PCT からインドに移行した場合の優先権証明書の翻訳文提出について

従前は、優先権証明書の翻訳文の提出は必須でしたが、改正後は、PCT 規則 51 の 2.1(e) (i) または (ii) が適用される場合は優先日から 31 ヶ月以内に翻訳文を提出しなければならない、と定められました。つまり、新規性・進歩性の判断に必要な場合等のみ提出が必要ということになります。出願人が要件を満たさない場合、特許庁から翻訳文を提出するよう求められます。この場合の提出期限は要求から 3 ヶ月です。

2. 実施報告書 (Form 27) について

《実施報告書 (Form 27) の対象期間及び提出期限》

全ての特許権者および全てのライセンシーは、各会計年度(4月1日から3月31日)分の実施報告書を、翌年度の開始後6か月以内(9月30日まで)に提出しなければなりません。

なお、実施報告書の提出義務が課せられるのは、特許付与された年度の翌年度分からです。

指定期間内に実施報告書が提出されなかった場合、インド国特許庁は約2万ドル(US\$)の罰金を科すことができます。

《実施報告書 (Form 27) 様式の変更》

関連する複数の特許を保持しており、各特許により生じたおおよその概算収益または価値を他の特許のそれと線引きしづらい場合に、同一フォームで報告可能になりました。

ライセンスまたはサブライセンスについて記載する必要がなくなりました。

公衆の需要が適切な価格で満たされているかを記載する必要がなくなりました。

実施されている特許または実施されていない特許について 500 語以内で説明する欄が設けられました。

同一特許の特許権者が2人以上である場合は、同一フォームにて共同で報告することが可能になりました。同一特許について複数のライセンシーがいる場合は、各ライセンシーによる個別での報告が義務付けられています。

文責：外国 G リーダー長谷川・今村
監修：弁理士 中根 美枝

2020年11月10日

特許業務法人笠井中根国際特許事務所